狛江市公告第299号

狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号）第37条第1項の規定に基づき、事前協議申請書が提出されたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供します。

なお、近隣住民及び市民等は、縦覧期間満了の日までに、当事業に対する意見を市長に対し、文書により提出することができます。

令和8年11月16日

狛江市長　松原　俊雄

1　事業名称
　狛江市岩戸南三丁目宅地造成
2　事業場所
　狛江市岩戸南三丁目534番2
3　縦覧場所
　狛江市都市建設部まちづくり推進課（5階）
4　縦覧期間及び意見書提出期間
　令和8年11月16日から令和8年11月29日まで
5　意見書の提出先
　東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
　狛江市都市建設部まちづくり推進課